

各市町村障がい児支援主管課長 様

大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課長

緊急事態宣言発令に伴う障がい児通所支援事業所の対応について

日頃より、本府障がい福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、多大なご尽力をいただきありがとうございます。

本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づき、本府が緊急事態措置を実施すべき区域とされました。これに伴いまして、「緊急事態宣言発令に伴う障がい福祉サービス等事業の継続について」（令和 3 年 4 月 23 日付障企第 1165 号）により、本府より貴市町村障がい福祉主幹部長に別添のとおり通知させていただいたところです。

障がい児通所支援事業につきましても、上記通知と併せて下記にご留意の上、支援の必要な児童に適切なサービスが提供されるよう、引き続きご対応くださいますようお願いいたします。

記

○ 障がい児通所支援に係る代替的な支援の取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係る Q & A について（その 2）」（令和 2 年 6 月 30 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に記載のとおり、「新型コロナウイルス感染症を予防するための欠席希望の場合で、事業所が居宅への訪問、音声通話、Skype その他の方法で児童の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能」とされています。これらの代替的支援は家庭の孤立化防止等の観点からも重要であるため、引き続き個々の状態に応じた支援が実施されるようご対応をお願いいたします。

担当者

大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課
発達障がい児者支援グループ 松尾・田中

電話：06-6944-9179

FAX：06-6944-2237